

令和6年度 第12回豊能町教育委員会会議（3月定例会）会議録

日 時： 令和7年3月19日（水） 午後1時00分開会

場 所： 豊能町役場 2階 大会議室

出席者：	教育長	板倉 忠
	教育委員	宮崎 純光
	教育委員	坂口 敏子
	教育委員	小松 郁夫
事務局：	こども未来部長	仙波 英太朗
	教育総務課長	池田 拓也
	義務教育課長	峯 亜希子
	こども育成課長	高田 浩史
	教育総務課主任	横山 悟士

傍聴者： 2名

会議次第

○審議事項

第12号議案 令和7年度豊能町教育基本指針（案）について 【継続審議】

第14号議案 豊能町立義務教育学校設置条例制定の件

第15号議案 令和7年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

第16号議案 豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件

第17号議案 豊能町立幼稚園条例施行規則改正の件

第18号議案 豊能町立認定こども園条例施行規則改正の件

第19号議案 令和7年度学校園所管理職等人事について

○各課・室からの報告

【教育長】

皆さんこんにちは。本日、増田委員は仕事の都合上欠席と聞いております。馬渡委員につきましては遅れて来られると思いますので、先に前回会議からの報告を始めさせていただいて、到着をお待ちしたいと思います。それでは、各課の報告をお願いします。

【教育総務課長】

- ・令和7年度、教育委員会の辞令交付式について
- ・令和7年度の教育委員向け研修について

【義務教育課長】

- ・今年度の卒業式について
- ・東能勢小中学校のPRブックについて

【教育長】

それでは会議を始めます。ただいまの出席委員は3名です。過半数に達していますので、令和6年度第12回豊能町教育委員会会議3月定例会を開会いたします。会議録署名人を宮崎職務代理にお願いいたします。それでは、議題に入ります。本日は審議事項が7件ございます。初めに、前回会議からの継続審議になっております第12号議案「令和7年度豊能町教育基本指針（案）について」でございます。事務局より説明をお願いします。

【義務教育課長】

どうぞよろしくお願いいたします。先月、2月教育委員会会議で、「令和7年度豊能町教育基本指針（案）」につきましてご提案をさせていただきましたが、委員の皆様方からいただきましたご意見と、校長会・所園長会からのご意見を踏まえ修正案を作成いたしました。内容を修正した箇所等につきまして5点、ご説明をさせていただきます。

まず1点目です。4ページをお開きください。令和7年度重点目標の3、乳幼児期の保育教育の推進の（4）ですが、「配慮を必要とする子どもに対するきめ細やかな対応」に変更をいたしました。前回は、「障害のある子どもに対するきめ細やかな対応について」と記載しておりましたが、障害の有無ではなく、子どもたち一人ひとりの特性や成長に合わせた丁寧な指導と支援を行っていくという考えから変更をしております。

2点目です。6ページをお開きください。目標5についてですが、「とよの未来科を実施し」の前に、「豊能町の目指す子ども像の実現に向け、豊能町の未来や自分の生き方について考える」を追記いたしました。とよの未来科の目指しているところを書き加えております。

3点目は、目標59になります。14ページをお開きください。児童虐待を発見した場合の通告については、確証がなくグレーであっても、疑いのある場合はためらわずに通告するよう、「児童虐待またはその疑いがあると思われる児童生徒を発見した場合は」と加筆をしております。

4点目です。24ページの（3）部活動のあり方の目標138です。少人数化が進む中、部活動のあり方については、外部指導者の活用等、国が進める学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドラインに基づき、部活動の地域移行を目指し、検討委員会等で検討を進めること。この中に、「部活動の地域移行を目指し」を追記しております。

最後5点目です。26ページの目標154をご覧ください。「緊急対応者名簿の作成と、関係機関との調整を図ること。」この後に、「また、すべての教職員が緊急時に対応できるようにしておくこと。」を付け加えております。万が一の場合に備えて、養護教諭が不在の場合も適切な対応が行われるよう追記しております。

前回の教育委員会会議では、馬渡委員から緊急対応者名簿はどのように管理されているかのご質問がございましたが、学校に確認しましたところ緊急対応時の連絡カードとあわせて保管されており、その保管場所につきましては、全教職員で共有されているということでございました。ご報告させていただきます。説明は以上になります。ご審議いただき、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

【教育長】

委員の皆さん、いかがでしょうか。前回ご意見をいただいたことが反映できているかということになります。ご質問があればお願いします。

【委員】

ありがとうございました。非常に丁寧に私たちの意見を汲んでいただき、訂正というよりはバージョンアップをしてくださったなと感じております。毎年大変だと思います。

いつも申し上げておりますけれど、こういう立派な基本指針を作ってもそれが関係する方たちに理解をされ、実行されないことには絵に描いた餅となります。すべての関わる人間が、これをしっかり踏まえて、豊能町の子どもたちのために力を合わせてしっかり守っていければと思っています。私は、この修正案についてはこれでいいのではないかと思います。以上です。

【教育長】

よろしいでしょうか。質疑を終結させていただきます。採決を行います。ただいま説明がありました第 12 号議案「令和 7 年度豊能町教育基本指針（案）」につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手全員）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって第 12 号議案は可決されました。

事務局にお願いですが、今委員からありましたように、この中身を先生方に周知していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、第 14 号議案「豊能町立義務教育学校設置条例制定の件」ですが、第 16 号議案「豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件」と内容が関連するものとなりますので、あわせて審議できればと思います。よろしくお願いいたします。

【教育総務課長】

第 14 号議案と第 16 号議案が関連するというところでございまして、私からまずは第 14 号議案「豊能町立義務教育学校設置条例制定の件」につきましてご説明をさせていただきます。

お手元に配布しております議案書・議案の概要資料を併せてご覧ください。まずは制定の理由でございますが、令和 8 年 4 月に豊能町内にあります 4 小学校と 2 中学校を統合し、新たに東西地区に義務教育学校を 2 校開校することから、設置条例を制定するものでございます。

条例の概要でございますが、第 1 条は、東西地区に設置する学校の名称及び位置を定めることとしております。第 2 条の規定は、本条例の施行に関しまして必要な事項を教育委員会規則に委任することを規定しているものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございますが、東地区の義務教育学校につきましては、令和 8 年 4 月に一旦東能勢中学校校舎で開校後、小学校校舎を整備して、最終的に令和 11 年 4 月から東能勢小学校校舎に移転することにつきまして、令和 6 年 8 月開催の総合教育会議で合意形成が図られていることから、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間、学校の位置を現在の東能勢中学校の所在地とするものでございます。

また、現在の小中学校の設置条例につきましては、新たに開校する義務教育学校の設置条例の施行日、令和 8 年 4 月 1 日に廃止するというものでございます。説明は以上でございます。

【こども育成課長】

それでは続きまして第 16 号議案「豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件」につきまして説明いたします。議案書、改正案文、新旧対照表及び概要説明書に沿ってご説明いたします。

まず 3 枚目の概要説明書をご覧ください。改正の理由につきましては、義務教育学校の開校に伴い、既存の留守家庭児童育成室を廃止し新たな留守家庭児童育成室を設置するものです。

続いて、条例の改正概要についてご説明いたします。改正の内容は、条例第 1 条の規定において、東西両地区再編後の留守家庭児童育成室の名称及び設置場所を規定するものです。いずれも義務教育学校の名称に合わせたものとしています。東能勢留守家庭児童育成室は、とよの東

留守家庭児童育成室に名称を変え、現在の建物で運営いたします。東ときわ台、光風台及び吉川の3つの留守家庭児童育成室は、とよの西留守家庭児童育成室に再編し、とよの西学園義務教育学校校舎内に新設する育成室で運営します。

次に、条例第2条第2項第3号において、入室の許可の条件として、従来の規定に、義務教育学校の前期課程に在籍していることを追加いたします。

続いて、1枚目の議案書をご覧ください。第16号議案「豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件」です。提案理由は先ほどご説明した通りです。続いて2枚目の改正案文をご覧ください。改正内容は先ほどご説明した通りです。

また、附則において条例の施行期日を令和8年4月1日といたします。続いて4枚目の新旧対照表は参考資料としてご覧ください。説明は以上でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

【教育長】

説明ありがとうございます。順次質疑をお願いします。まずは第14号議案「豊能町立義務教育学校設置条例制定の件」につきまして、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

東地区について、基本的に小学校の場所で開校というところですが、その表記をどのようにするか、最終的に総合教育会議で同意を得ているということで、設置条例を作り、令和8年4月から東能勢中学校での開校は、附則で定めるということでこの提示をしておりますのでご了解いただきたいです。続けて、第16号議案「豊能町立留守家庭児童育成室設置条例改正の件」につきまして、質疑を求めます。

【委員】

留守家庭児童育成室の入室の許可で、改正前は「小学校またはこれに準ずる」で、改正後は「前期課程にかかるもの」というところで、5・6年生の扱いが変わるということでしょうか。

【教育長】

義務教育課より出ている前期・中期・後期と言っている前期と、国の法令の前期課程というのは少し違いまして、今までの小学校に準ずるところが、国では前期課程という使い方をしております。ただ、学校の中の運営上では前期・中期・後期と分けているということです。

【教育長】

質疑を終結させていただきます。それでは、併せて両議案の採決をさせていただきます。第14号議案「豊能町立義務教育学校設置条例制定の件」並びに第16号議案「豊能町立留守家庭児童育成室設置条例改正の件」につきまして賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって第14号議案、第16号議案は可決されました。続きまして、第15号議案「令和7年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」でございます。事務局より説明をお願いします。

【義務教育課長】

第15号議案「令和7年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」、提案をさせていただきます。本議案は、豊能町教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条第1項第15号に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について承認を求めるものでございます。

提案理由は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期満了に伴い、新たに委嘱をするものでございます。2枚目をご覧ください。令和7年度豊能町立所園学校別校医の一覧表となります。学校医と学校歯科医、学校薬剤師ともに担当の所園学校に今年度と変更はございません。

なお、令和7年1月24日付で池田市医師会から、また、令和7年1月31日付で池田市歯科医師会から承認の通知をいただいております。説明は以上になります。ご審議いただき、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

【教育長】

委員の皆さんいかがでしょうか。どこが変更になったところがありますでしょうか。

【義務教育課長】

今年度の変更はございません。

【教育長】

学校薬剤師につきまして、以前は3名で昨年度は2名になったのですが、お二方から負担等ご了解は得ているのでしょうか。

【義務教育課長】

昨年度から2名でお願いしておりますが、1年間また継続してお願いいただけるということでご了承いただいております。

【教育長】

ありがとうございます。委員の皆さんよろしいでしょうか。では、質疑を終結させていただきます。第15号議案「令和7年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第15号議案は可決されました。続きまして、第17号議案「豊能町立幼稚園条例施行規則改正の件」ですが、第18号議案「豊能町立認定こども園条例施行規則改正の件」と内容が関連するものとなりますので、こちらも合わせて審議をできればと思います。順次、事務局より説明をお願いいたします。

【こども育成課長】

それでは、第17号議案「豊能町立幼稚園条例施行規則改正の件」及び第18号議案「豊能町立認定こども園条例施行規則改正の件」につきまして、関連する規則改正のため、併せてご説明いたします。

まず、この2件の規則改正の背景及び概要についてご説明をいたします。今年度、子ども・子育て審議会において、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とする、第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画の検討を行って参りました。その中で、令和7年度以降の幼稚園、認定こども園、保育所における利用見込み人数とそれに対応する利用定員を検討いたしました。その結果、就学前人口の減少に合わせて、就学前施設の利用人数の減少が見込まれることから、利用定員を利用実態に近づけるために見直しを行うものです。就学前施設に対する保護者のニーズは、共働き世帯の増加等に伴い保育の必要性のある2号認定及び3号認定が増加し、保育の必要性のない1号認定が減少する傾向を示しています。これを踏まえまして、今回の見直しは1号認定部分についてのみ行うこととしております。

ひかり幼稚園については、利用対象者は1号認定のみです。現在の規則に利用定員の明確な規定がないため、3歳児から5歳児まで各年齢児とも35人を定員と想定し、合計105人の利用定員とするものです。

ふたば園については、現在の利用定員150人の内訳が、1号認定80人、2号・3号認定が70人です。1号認定の利用定員を80人から15人に減員し、2号・3号認定の70人と合わせて合計85人とするものです。

なお、令和7年4月1日の入園予定者数は、ひかり幼稚園が67人、ふたば園が37人です。それぞれ今回の利用定員の見直しによっても、定員に十分な余裕があるため、利用者に影響はございません。

それでは、第17号議案「豊能町立幼稚園条例施行規則改正の件」につきましてご説明いたします。議案書、改正案文、新旧対照表に沿ってご説明いたします。

まず1枚目の議案書をご覧ください。改正の理由につきましては、ひかり幼稚園の利用定員を

新たに規定するものです。続いて2枚目の改正案文をご覧ください。改正内容は、第4条の見出しを利用定員とし、ひかり幼稚園の利用定員を105人に規定するものです。

また、附則において規則の施行期日を令和7年4月1日といたします。3枚目の新旧対照表は参考資料としてご覧ください。

続いて第18号議案「豊能町立認定こども園条例施行規則改正の件」につきましてご説明いたします。まず1枚目の議案書をご覧ください。改正の理由につきましては、認定こども園ふたば園の利用定員を実態に合わせて変更するものです。続いて2枚目の改正案文をご覧ください。改正内容は、第2条、利用定員の規定中、人数を150人から85人に改めるものです。

また、附則において、規則の施行期日を令和7年4月1日といたします。3枚目の新旧対照表は参考資料としてご覧ください。2件合わせての説明は以上でございます。ご審議賜りご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

【教育長】

ありがとうございます。内容的には利用定員の変更ということだと思いますが、両方合わせて質疑を行います。

【委員】

教えていただきたいのですが、今回のように例えば利用定員を減員した場合には、確保しなければならない職員の数や用意しなければならない施設設備といったものは変更になるのでしょうか。

【こども育成課長】

利用定員に応じてではなく、在籍する子どもの人数に合わせて配置基準が決まっております。例えば0歳児であれば、保育士が子ども3人について1人配置するといった形で決まっております。そこに関しましては、法律あるいは条例で規定をしている部分がございますので、今回の利用定員の話とは別のところでの規定になるということでございます。

【委員】

ということは、利用定員というよりはむしろ実際にどの年齢の子どもが何人いるかという実態に合わせて、スタッフ等を配置しなければならないという解釈で理解してよろしいでしょうか。

【こども育成課長】

おっしゃる通りでございます。これは最大の利用定員を示しておりますけれども、基本的には年齢区分ごとに内訳として数字は持っております。ただ、子どもたちの人数というのも、その年度によって若干異なりますので、大枠を決めつつ、場合によってはそこも柔軟に対応できればということで、規則上の利用定員は総枠で決めたということでございます。

【教育長】

認可定員と利用定員の違いは何でしょうか。例えば公立であっても認可定員はあるのでしょうか。

【こども育成課長】

まず、認可定員という言葉についてご説明させていただきます。規則上で使っているのは利用定員でございます。実際に利用者の公募をかける、あるいは施設の定員として定めるのが利用定員と思っていただければ結構です。

一方、認可定員はその施設を開設するときに、幼稚園であれば大阪府教育庁で、こども園であれば大阪府福祉部に届けをするのですが、設立の時に決めた認可を受けた定員となります。届け出をしているのは認可定員だということで、基本的に最初は認可定員と利用定員は同じもののなのですが、人口減少等により、利用定員の方は実態に合わせる方が良いということで今回改正をするところでございます。

【教育長】

基本的には建物に合わせて認可定員ができると考えていいかと思います。実際に募集する時には職員の数であるとか、今の豊能町の子ども数であるとかから利用定員が必然的に出てくるのではないかと思います。

もし利用定員を超えた場合、例えば 15 人と 70 人としましたが、15 人を超えても 3 年後に 20 人の応募があった時はこういった対応をされる予定でしょうか。

【こども育成課長】

人数の増減に合わせて余裕を持った形で今回の定員を定めておりますが、ただ、今後利用者がもっと増えてくることがあれば、その時にはまた柔軟に見直しをしたいと思っております。

【教育長】

認可定員が従来通り変わりませんので、もし利用が増えたとしたときには、この教育委員会会議で規則改正をしていけば柔軟に対応できるという形になります。今回、5 年の推計を見ると、認可定員と利用定員は一緒ではなくて、現実に合わせてとところでということで、今回改正の趣旨だと思います。

【委員】

利用者にとっては認可定員よりも利用定員を見てみると、一人ひとりよく見ていただけるというメリットがあるかと思いますが、利用定員を実態に合わせて少なくする意味といいますか、なぜ少なくしなければいけないのか、行政的に何かあったりするのでしょうか。

【こども育成課長】

今回、規則上で利用定員を定めております。ということは、公に対して公表しているということですので、これが例えばふたば園で 150 人のままですと、150 人が入れる施設であるということが期待されるわけですが、実際にそれだけの職員を現実で配置しているかということではありません。あまり実態との乖離が大きいと、それは行政からの公表値としては好ましくないのではないかと思います。

【教育長】

最初の設置では 3 クラスだったような時代の定員のままでずっときていたので、実際には利用者数が大幅に減っているので、利用定員をはっきりと保護者の方に明示してやっていこうということですね。

他、ご質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ただいま説明ありました第 17 号議案「豊能町立幼稚園条例施行規則改正の件」並びに第 18 号議案「豊能町立認定こども園条例施行規則改正の件」につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第 17 号議案、第 18 号議案は、可決されました。

最後に、第 19 号議案「令和 7 年度学校園所管理職等人事について」でございます。教職員人事であるため、豊能町教育委員会会議規則第 5 条の規定により、秘密会として審議したいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。全員異議なしと認めますので第 19 号議案は秘密会といたします。傍聴者のみなさま並びに関係者以外の事務局職員につきましては退室をお願いいたします。

—————非公開—————

【教育長】

それでは秘密会を解きます。傍聴者、事務局職員の入室を許可します。初めに報告事項をさせていただきましたが、他にございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

以上で本日の議事はすべて終了いたします。次に、4月の教育委員会会議の日程です。4月17日（木）午後2時からとさせていただきます。よろしくお願いいたします。以上をもちまして、令和6年度第12回豊能町教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後2時1分